（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第三条　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

［一～五十六　略］

五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪

［五十八～六十　略］

（受講の申込み）

第七条　駐車監視員資格者講習を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。

一　本籍（外国人にあっては、国籍等。以下同じ。）、住所、氏名及び生年月日

二　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第三条　［同上］

［一～五十六　同上］

五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪

［五十八～六十　同上］

（受講の申込み）

第七条　［同上］

一　本籍（外国人にあっては、国籍。以下同じ。）、住所、氏名及び生年月日

二　［同上］

2　［同上］

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次に掲げる者の優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の主務大臣が定める率は、年百分の八百とする。 ［一・二　略］ 三　漁業協同組合及び水産加工業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）	次に掲げる者の優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の主務大臣が定める率は、年百分の八百とする。 ［一・二　同上］ 三　漁業協同組合及び水産加工業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号又は第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

法規的告示

○金融庁・農林水産省告示第五号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五条第四項の規定に基づき、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の規定に基づき、農林中央金庫等の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件（平成十二年大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和八年六月二十五日から適用する。

令和八年六月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

農林水産大臣　鈴木　憲和

金融監督庁
農林水産省

その他告示

○金融庁告示第三十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

一　登録番号　関東財務局長（電代）第百三号
　電子決済等代行業者名　株式会社ＮＴＴドコモ
　主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
　登録年月日　令和四年九月二十日
　失効年月日　令和八年一月二十九日

二　登録番号　関東財務局長（電代）第百二十一号
　電子決済等代行業者名　ＬＩＮＥヤフー株式会社
　主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区紀尾井町一番三号
　登録年月日　令和五年九月二十一日
　失効年月日　令和八年二月十六日

三　登録番号　関東財務局長（電代）第百号
　電子決済等代行業者名　ペイトナー株式会社
　主たる営業所又は事務所の所在地　東京都港区虎ノ門五丁目九番一号
　登録年月日　令和四年八月一日
　失効年月日　令和八年二月十六日

○外務省告示第二百五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年五月十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年六月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年五月十九日
発行年月日　令和五年五月二十六日
旅券番号　ＭＪ二一四二八四八